

「地震防災対策特別措置法」の改正に関する意見書

地震大国と言われている我が国においては、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、国が平成7年6月に「地震防災対策特別措置法」を制定し、これに基づいて地方公共団体が地震防災緊急事業五箇年計画を定め、この計画を中心に各般にわたる地震対策を鋭意講じてきたところである。

しかしながら、平成11年に発生したトルコ・台湾における地震災害で、改めて地震対策の重要性が再認識されたにもかかわらず、財政上の制約等により、現行計画の進捗率が低い状況にある。このような状況などにかんがみて、次期の地震防災緊急事業五箇年計画においても、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を強力に推進することにより、地域住民の生命と財産の安全確保になお一層求めていく必要がある。

よって、国は、「地震防災対策特別措置法」に基づく地震防災緊急事業の拡充・強化を図るとともに、同法に基づく国の負担又は補助の特例措置が次期の地震防災緊急事業五箇年計画にも適用されるよう特段の配慮を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成12年12月14日  
 沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長  
 参議院議長  
 内閣総理大臣  
 大蔵大臣  
 文部大臣  
 厚生大臣  
 農林水産大臣  
 運輸大臣  
 建設大臣  
 自治大臣  
 国土庁長官  
 警察庁長官  
 林野庁長官  
 水産庁長官  
 消防庁長官